○総務省令第六十七号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一節　中波放送を行う放送局の無線設備（第二十七条―第三十三条の九）
第一節の二　短波放送を行う放送局の無線設備（第三十三条の十―第三十三条の十九）
第二節　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備（第三十四条―第三十七条の二）
第二節の二　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備（第三十七条の二の二―第三十七条の七の二）
第二節の二の二　超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の七の三―第三十七条の七の七）
第二節の三　標準テレビジョン音声多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の八―第三十七条の十五）
第二節の四　標準テレビジョン文字多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の十六―第三十七条の二十）
第二節の四の二　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十の二―第三十七条の二十の六）
第二節の四の三　音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十の七―第三十七条の二十の十）
第二節の五　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）
第二節の六　高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、高精細度テレビジョン音声多重放送又は高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七―第三十七条の二十七の六）
第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局（衛星補助放送を行うものを除く。）の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）
第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）
第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）
第二節の九　G七W電波二、六三〇MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用する超短波放送を行う放送衛星局及び衛星補助放送を行う無線局並びに当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十二―第三十七条の二十七の十四）
第二節の十　G七W電波一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十五―第三十七条の二十七の十七）
第二節の十一　G七W電波一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）」

を

「第一節　中波放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第二十七条―第三十三条の九）
第一節の二　短波放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十三条の十―第三十三条の十八）
第二節　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十四条―第三十七条の二）
第二節の二　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二の二―第三十七条の七の
第二節の二の二　超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の七の三―第三十七条の七の
第二節の三　標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の八―第三十七条の十五）
第二節の四　標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の十六―第三十七条の二十）
第二節の四の二　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三
第二節の四の三　音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三
第二節の五　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョ
第二節の六　削除
第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）
第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二
第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の
第二節の九　削除
第二節の十　G七W電波一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、
第二節の十一　G七W電波一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放